

宮崎労働局発表
令和4年9月30日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 新盛 未弘

労働衛生専門官 地福 竹志

(代表電話)0985(38)8825

(直通電話)0985(38)8835

(時間外) 0985(44)0641

令和4年度全国労働衛生週間(第73回)の実施について

～今年のローガンは「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」～

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和4年10月1日から10月7日まで、全国労働衛生週間を展開します。

本週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第73回を迎えます。

今年は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をローガンとしています。

今年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密（（1）密閉、（2）密集、（3）密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

令和4年の新型コロナ感染による業務上疾病（休業4日以上）は、8月末現在で412件と昨年を大幅に上回っていることから、宮崎労働局（局長 田中大介）では、引き続き職場における感染防止対策の徹底を呼び掛けます。

【宮崎県内における労働衛生の現状】

職業性疾病の発生状況

令和3年における休業4日以上の職業性疾病による被災者数は、283人で前年の180人を大幅に上回りました。

疾病別では「病原体による疾病」が最も多く146人で、全体の51.6%を占めており、そのうちの144人が新型コロナウイルス感染による

ものです。

次いで「腰痛」が57人で20.1%、「腰痛以外の負傷に起因する疾病」が35人で12.4%となっています。

定期健康診断の実施状況

県内の労働安全衛生法に基づく定期健診の有所見率は58.09%で、前年比で1.37%高くなっています（全国平均の58.68%は僅かに下回りました）。

衛生管理者及び産業医の選任状況

県内の労働者数50人以上の事業場（1,065事業場）における衛生管理者及び産業医の選任状況は、衛生管理者の選任率は93.4%、産業医の選任率は94.5%となっており、いずれも全国平均を上回っています。

【添付資料】

- 資料1** 宮崎県における労働衛生の現状について
- 資料2** リーフレット 令和4年度全国労働衛生週間（宮崎労働局版）
- 資料3** リーフレット 第73回全国労働衛生週間（本省版）
- 資料4** 令和4年度全国労働衛生週間実施要項

宮崎県における労働衛生の現状について（令和3年）

宮崎労働局（確定版）

1. 職業性疾病の発生状況

令和3年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。

県内における職業性疾病による被災者数は283人で、前年同期比で103人(57.2%)増加した。

疾病項目別では、病原体による疾病(新型コロナウイルス感染症144人を含む)が146人(51.6%)で最も多く、次いで、負傷に起因する疾病(腰痛)が57人(20.1%)、負傷に起因する疾病(腰痛以外)が35人(12.4%)、振動障害が20人(7.1%)、異常温度条件下における疾病(熱中症6人を含む)が7人(2.5%)、じん肺及びじん肺合併症が5人(1.8%)となっている。

第1表 職業性疾病の発生状況(令和3年)

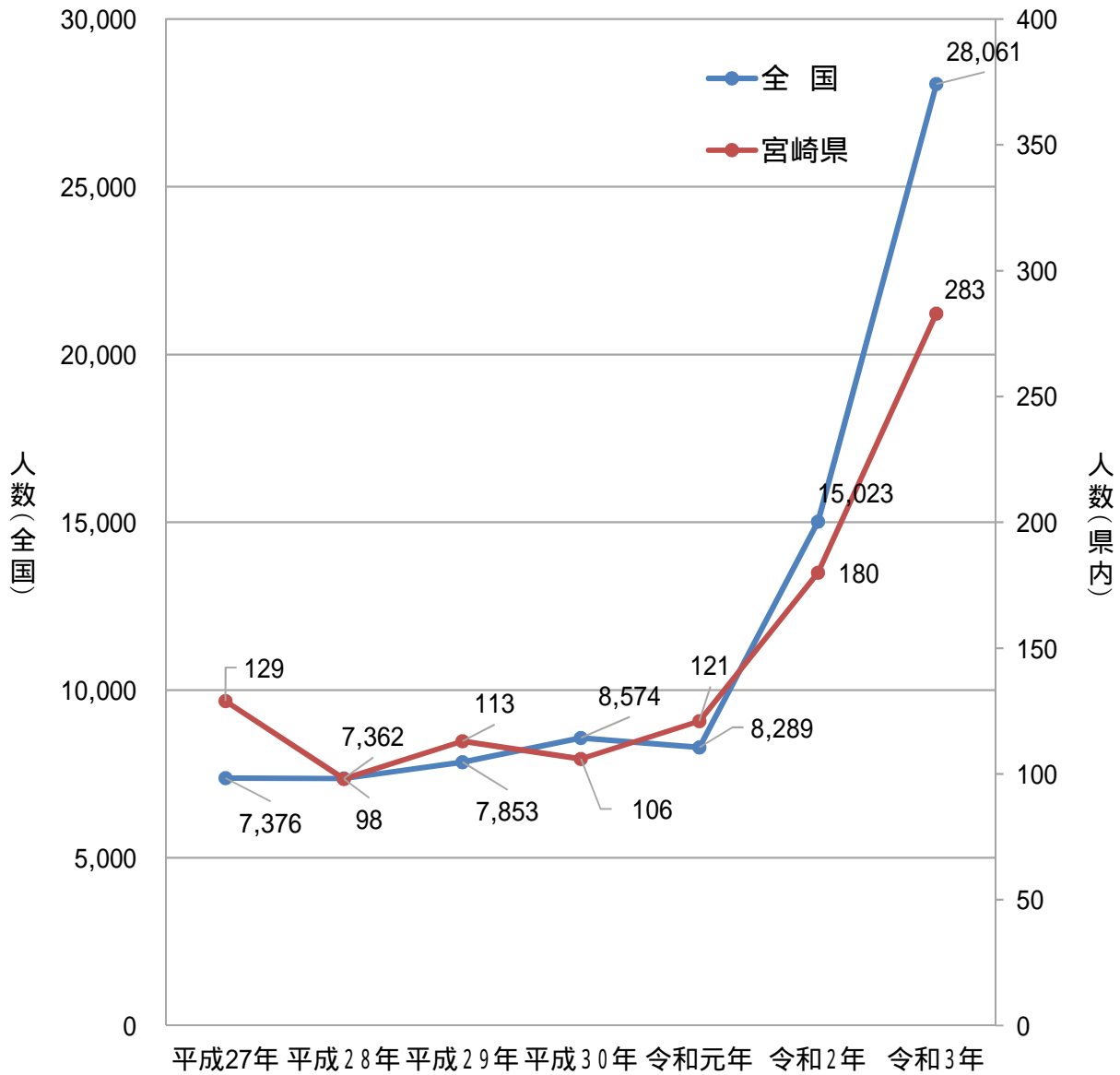
項目	業種											全産業
	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林水産業	商業・金融・広告業	保健衛生業	接客・娯楽業	清掃・と畜業	左記以外の事業	
負傷に起因する疾病 (うち腰痛)	19 (12)	0	6	6 (3)	1 (1)	11 (3)	15 (10)	27 (24)	5 (4)	1	1	92 (57)
物理的因子による疾病	有害光線による疾病											0
	電離放射線による疾病											0
	異常気圧下における疾病											0
	異常温度条件による疾病	1		1			3	2				7
	騒音による耳の疾病											0
	上記以外の原因による疾病											0
作業態様による疾病	重激業務による疾病											0
	負傷によらない業務上の腰痛											0
	振動障害	3		11			6					20
	手指前腕障害顎肩腕症候群											0
	上記以外の原因による疾病	1										1
化学物質による疾病	2								1	1	4	
じん肺症及びじん肺合併症	2	1	2								5	
病原体による疾病	34		5			1	14	69	14		9	146
がん	電離放射線によるがん											0
	化学物質によるがん											0
	その他の原因によるがん											0
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等				1								1
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害							1					1
その他の業務による明かな疾病	1					1		4				6
合計	63	1	25	7	1	22	32	100	20	2	10	283
(全国)	3,670	25	1,770	1,577	293	250	3,134	14,543	896	562	1,341	28,061

(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。

2 「負傷に起因する疾病」欄内の()は腰痛の内数です。

3 「じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症り患者の合計です。

職業性疾病の発生状況



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	7,376	7,362	7,853	8,574	8,289	15,023	28,061
宮崎県	129	98	113	106	121	180	283

2. 定期健康診断の実施状況

宮崎県内の事業場(原則労働者数50人以上)から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況は、第2表のとおりである。定期健康診断の平均受診率は83.10%、全産業の有所見率は58.09%で、有所見率は前年比で1.37%高くなった。また、全国平均の58.68%を下回った。

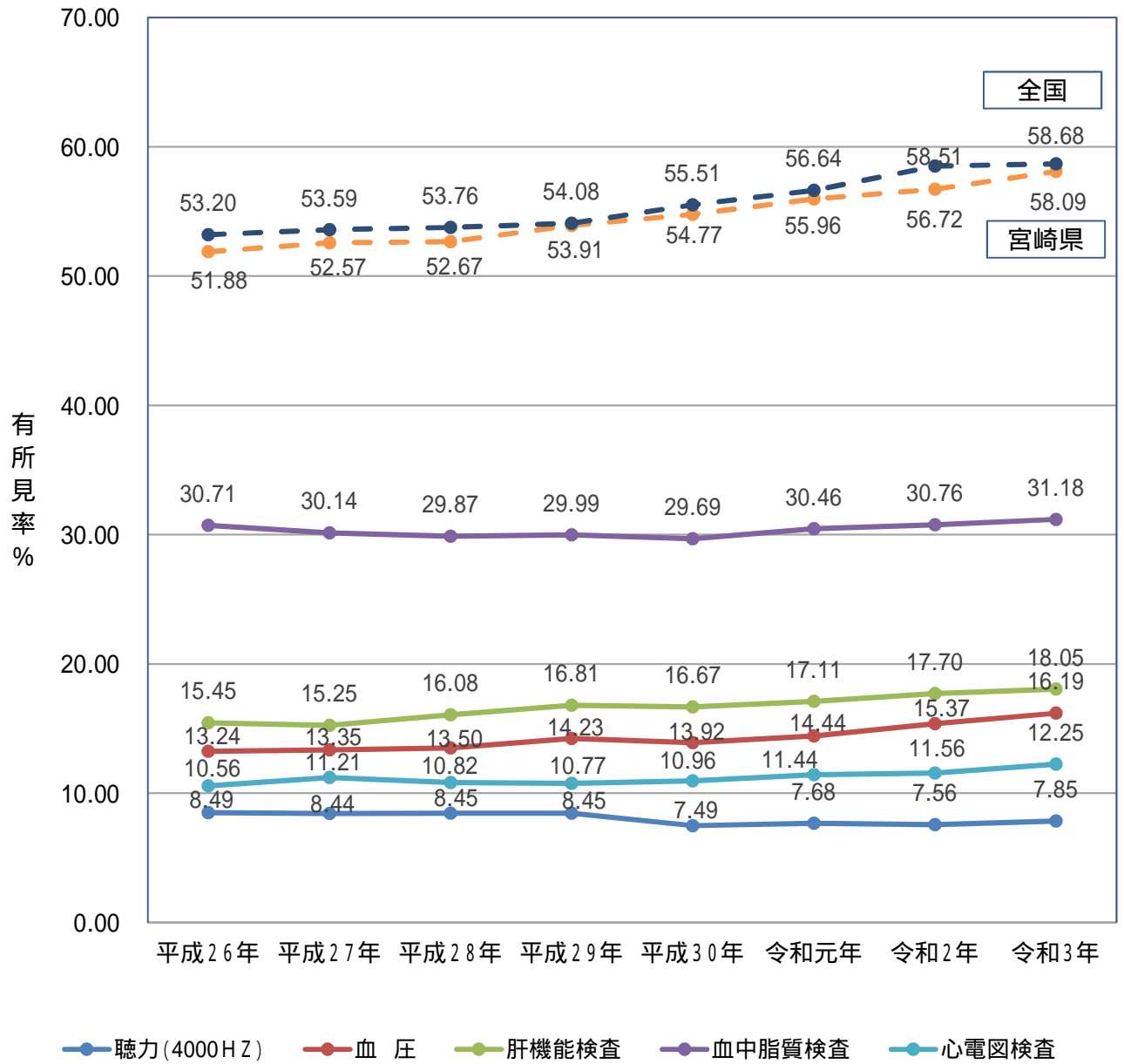
業種別の有所見率は、製造業、建設業、接客娯楽業では全国平均を下回っているが、運輸交通業、農林業、商業、保健衛生業では有所見率が全国平均を上回っている。

主要項目別の有所見の状況は、血中脂質 肝機能 血圧 心電図 血糖の順で有所見率が高く(歯科健診は除く)になっており、これらの項目は「肝機能」を除けば、脳血管疾患及び虚血性心疾患(脳・心臓疾患)の発症と関連が高い検査項目であることから、保健指導、健康教育、運動指導等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが求められている。

第2表 健康診断実施状況(令和3年)(宮崎県内)

項目	業種										
	製造業	建設業	運輸交通業	農林業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	左記以外の事業	全産業計		
健康診断実施事業場	241	33	73	12	122	216	39	191	927		
受診者数	28,505	3,145	5,283	653	8,333	22,150	1,652	19,395	89,116		
平均受診率(%)	87.60%	96.50%	93.00%	95.10%	78.10%	79.90%	55.10%	81.90%	83.10%		
特定業務従事労働者数	9,102	59	1,641	3	866	11,737	217	1,456	25,081		
所見のあった人数	14,957	1,816	3,604	433	5,882	12,170	888	12,014	51,764		
宮崎県の有所見率(%)	52.47%	57.74%	68.22%	66.31%	70.59%	54.94%	53.75%	61.94%	58.09%		
全国の有所見率(%)	57.26%	64.72%	66.38%	66.06%	60.77%	54.22%	60.26%	59.50%	58.68%		
医師の指示人数	8,436	853	1,913	253	3,240	5,833	523	6,551	27,602		
項目別有所見者数及び有所見率	聴力(1000HZ)	有所見者数	916	136	353	35	586	742	77	868	3,713
		有所見率(%)	3.25%	4.39%	6.83%	5.37%	7.98%	3.65%	4.70%	4.63%	4.36%
	聴力(4000HZ)	有所見者数	1,707	345	899	109	780	966	109	1,766	6,681
		有所見率(%)	6.06%	11.14%	17.39%	16.72%	10.62%	4.76%	6.65%	9.44%	7.85%
	聴力(その他)	有所見者数	5	0	31	0	2	8	0	29	75
		有所見率(%)	0.82%	0.00%	7.51%	0.00%	0.24%	0.52%	0.00%	2.13%	1.52%
	胸部X線検査	有所見者数	514	80	248	39	460	539	30	791	2,701
		有所見率(%)	1.99%	2.62%	4.90%	6.05%	5.66%	2.86%	1.91%	4.23%	3.30%
	喀痰検査	有所見者数	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		有所見率(%)	0.33%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.12%
	血圧	有所見者数	4,074	518	1,187	174	1,607	3,003	282	3,582	14,427
		有所見率(%)	14.29%	16.47%	22.47%	26.65%	19.28%	13.56%	17.07%	18.47%	16.19%
	貧血検査	有所見者数	1,758	103	220	67	737	1,890	76	1,339	6,190
		有所見率(%)	6.70%	3.83%	4.46%	12.91%	9.47%	9.14%	4.86%	7.40%	7.50%
	肝機能検査	有所見者数	4,367	564	1,161	177	1,458	3,278	261	3,661	14,927
		有所見率(%)	16.82%	19.50%	23.82%	28.83%	18.63%	16.10%	16.58%	19.66%	18.05%
	血中脂質検査	有所見者数	7,461	783	1,808	218	2,798	6,075	444	6,113	25,700
		有所見率(%)	28.68%	27.15%	37.09%	35.50%	35.75%	30.35%	28.19%	32.83%	31.18%
	血糖検査	有所見者数	2,458	317	661	114	1,412	2,149	177	2,617	9,905
		有所見率(%)	9.38%	11.14%	13.59%	18.60%	18.05%	10.76%	11.24%	14.05%	12.00%
	尿検査(糖)	有所見者数	675	101	233	22	197	413	40	635	2,316
		有所見率(%)	2.41%	3.24%	4.42%	3.37%	2.38%	1.89%	2.44%	3.34%	2.64%
	尿検査(蛋白)	有所見者数	851	166	288	39	353	1,031	70	935	3,733
		有所見率(%)	3.04%	5.28%	5.46%	5.97%	4.24%	4.68%	4.24%	4.86%	4.23%
心電図検査	有所見者数	2,614	265	622	67	1,137	2,131	222	2,256	9,314	
	有所見率(%)	10.99%	9.48%	13.19%	11.96%	15.01%	12.60%	14.47%	12.41%	12.25%	
歯科健診	有所見者数	33	0	0	0	1	21	0	9	64	
	有所見率(%)	12.99%	0.00%	0.00%	0.00%	14.29%	11.48%	0.00%	0.00%	9.25%	

定期健康診断における有所見者の推移



項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
聴力(4000HZ)	8.49	8.44	8.45	8.45	7.49	7.68	7.56	7.85
血圧	13.24	13.35	13.50	14.23	13.92	14.44	15.37	16.19
肝機能検査	15.45	15.25	16.08	16.81	16.67	17.11	17.70	18.05
血中脂質検査	30.71	30.14	29.87	29.99	29.69	30.46	30.76	31.18
心電図検査	10.56	11.21	10.82	10.77	10.96	11.44	11.56	12.25
有所見率(宮崎県)	51.88	52.57	52.67	53.91	54.77	55.96	56.72	58.09
有所見率(全国)	53.20	53.59	53.76	54.08	55.51	56.64	58.51	58.68

3. 特殊健康診断実施状況

法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、特定化学物質の順に多く、有機溶剤、電離放射、石綿については、有所見率が全国平均を上回っている。

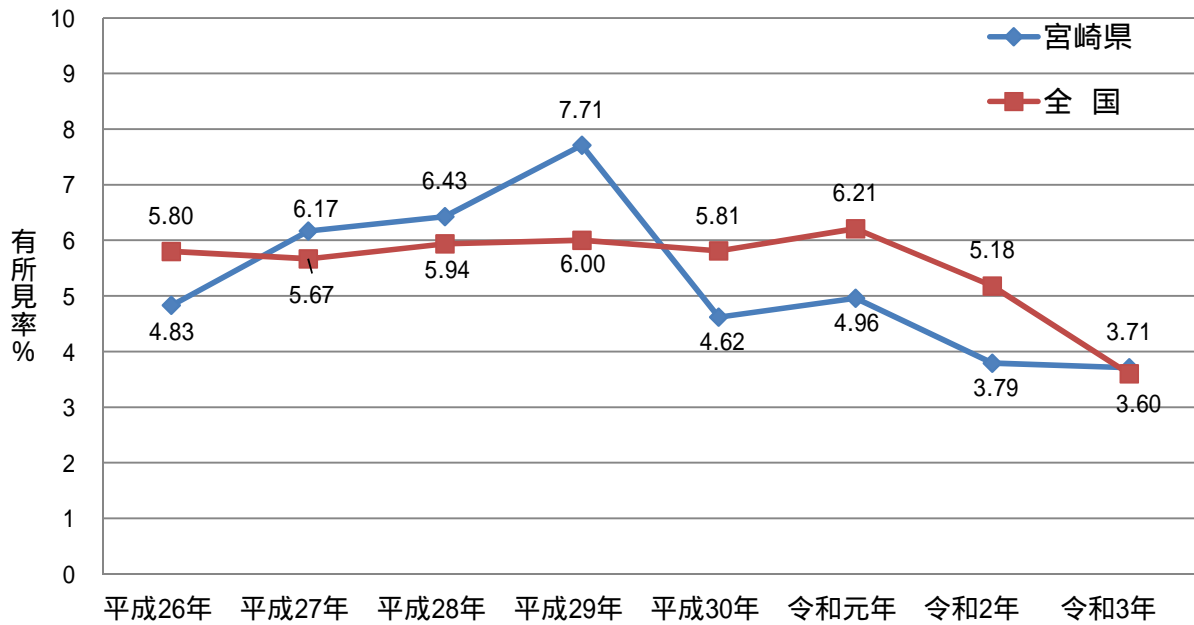
健診の実施率（じん肺は報告率）は、石綿、じん肺、有機溶剤の順に低調であることから、引き続きこれらの有害業務に係る健康管理対策、設備対策、作業環境対策等を図る必要が認められる。

第3表 特殊健康診断実施状況(令和3年) (宮崎県内)

	対 象 事 業 場 数	実 施 事 業 場 数	実 施 率 (%)	対 象 労 働 者 数	受 診 労 働 者 数	有 所 見 者 数	有 所 見 率 (%)	
							県内	全国平均
有機溶剤	368	298	81.0	4,657	4,234	157	3.71	3.60
鉛	20	18	90.0	223	209	1	0.40	1.40
電離放射線	152	144	94.7	2,440	2,421	339	14.00	9.32
特定化学物質	303	263	86.8	6,359	5,989	61	1.02	1.67
高気圧	3	3	100.0	50	50	0	0.00	4.67
石綿	10	7	70.0	138	110	1	0.91	0.80
じん肺	375	273	72.8	3,742	1,865	0	0.00	0.02

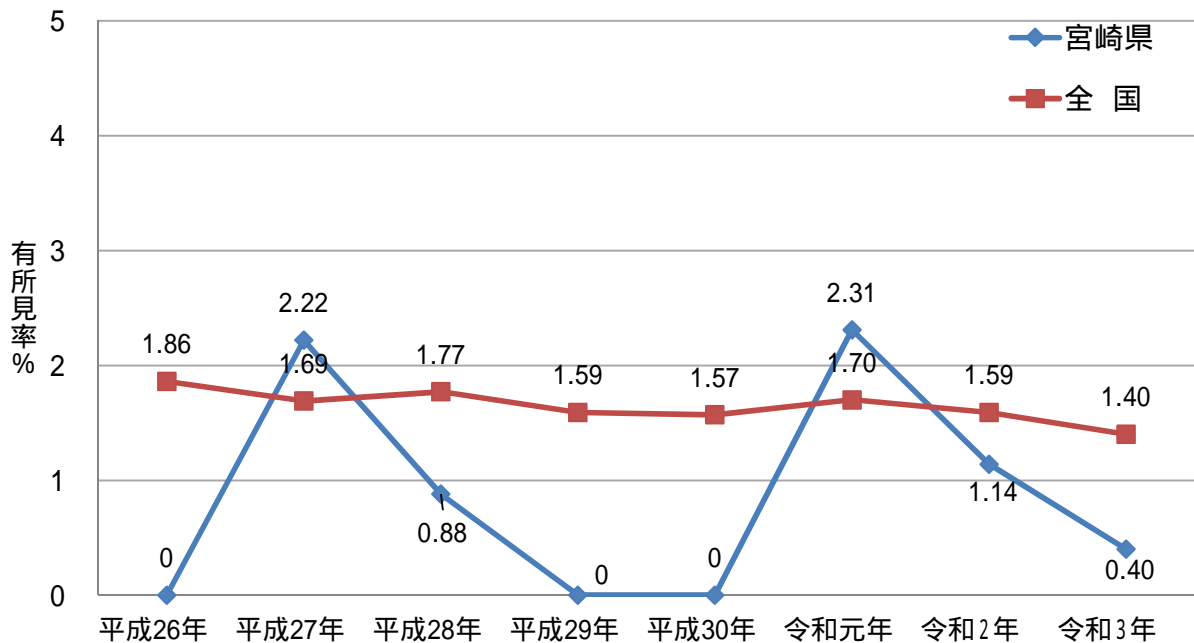
じん肺に関しては、対象事業場数は適用事業場数、実施事業場数は報告事業場数となり実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

有機溶剤健康診断における有所見率の推移



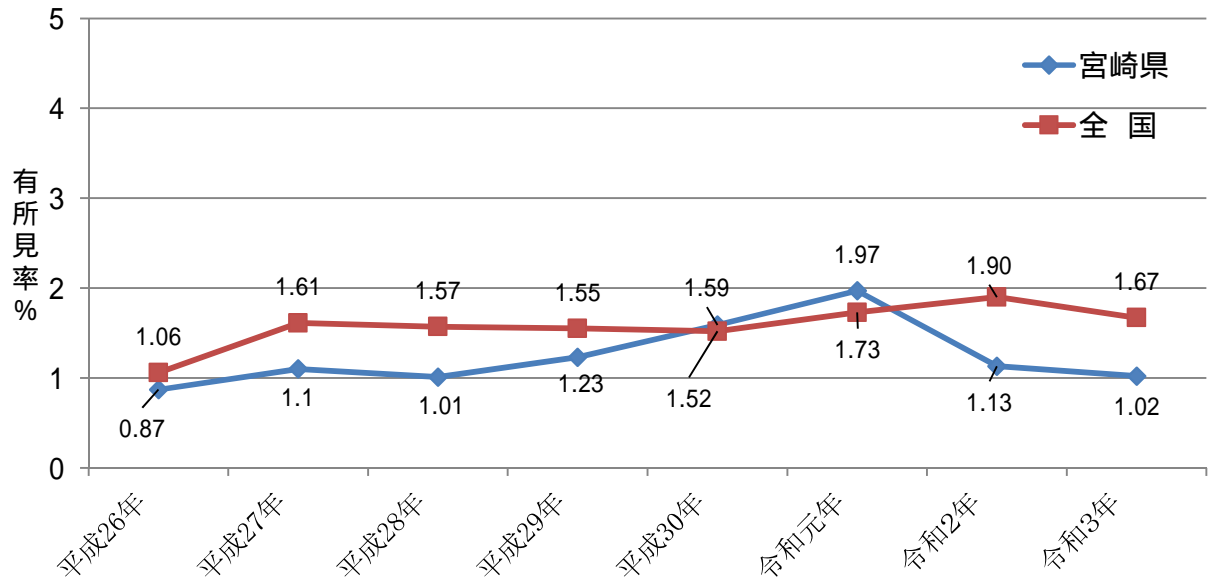
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	4.83	6.17	6.43	7.71	4.62	4.96	3.79	3.71
全国	5.80	5.67	5.94	6.00	5.81	6.21	5.18	3.60

鉛健康診断における有所見率の推移



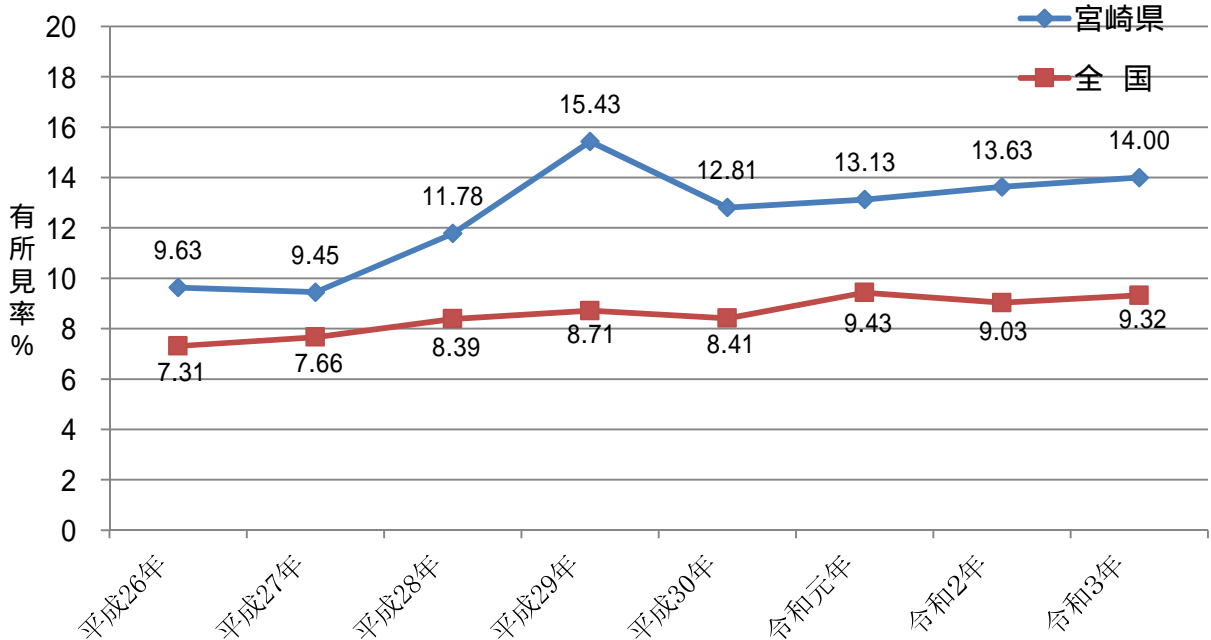
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	0	2.22	0.88	0	0	2.31	1.14	0.40
全国	1.86	1.69	1.77	1.59	1.57	1.70	1.59	1.40

特定化学物質健康診断における有所見率の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	0.87	1.1	1.01	1.23	1.59	1.97	1.13	1.02
全国	1.06	1.61	1.57	1.55	1.52	1.73	1.90	1.67

電離放射線健康診断における有所見率の推移



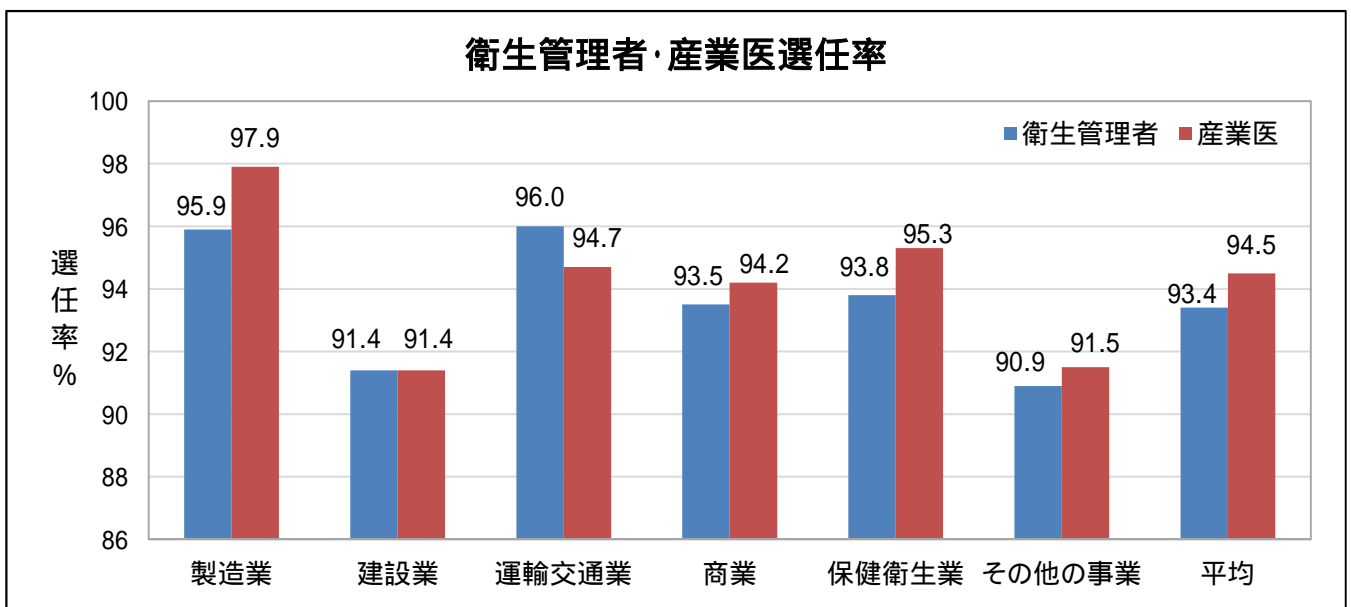
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	9.63	9.45	11.78	15.43	12.81	13.13	13.63	14.00
全国	7.31	7.66	8.39	8.71	8.41	9.43	9.03	9.32

4. 産業医及び衛生管理者の選任状況

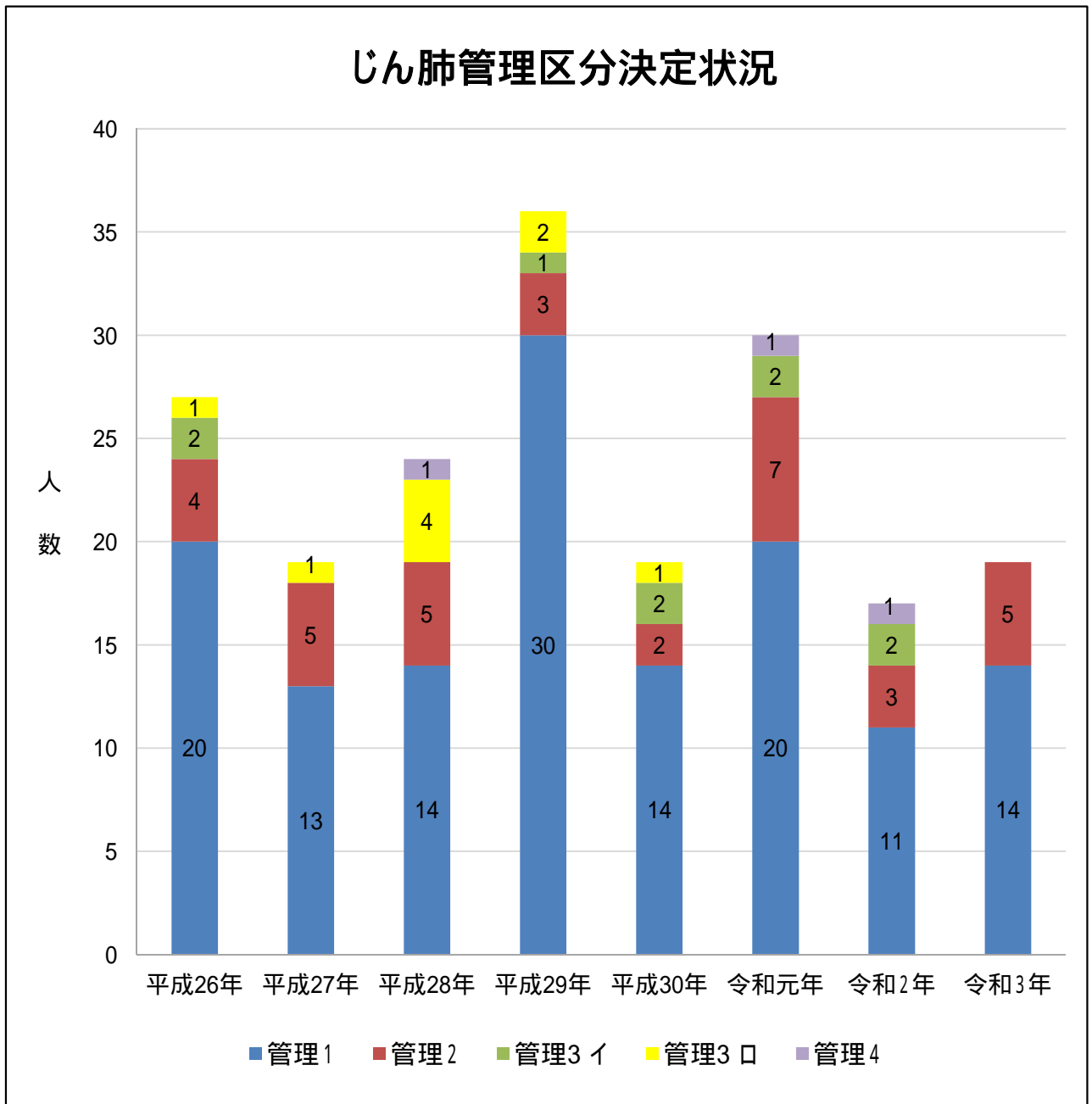
労働者数50人以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。
 衛生管理者の選任率を業種別に見ると、運輸交通業(96.0%)が最も高く、次いで、製造業(95.9%)、保健衛生業(93.8%)、商業(93.5%)、建設業(91.4%)の順となっている。
 産業医については、製造業(97.9%)、保健衛生業(95.3%)、運輸交通業(94.7%)、商業(94.2%)、建設業(91.4%)の順となっている。
 建設業と商業が、他業種と比較して衛生管理者・産業医の選任率が低い状況にある。
 全国平均と比較すると、衛生管理者・産業医の選任率はやや高い。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況(令和3年12月末日現在)

業種		製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	左記以外の事業	全産業計	全国計
要選任事業場数 (規模50人以上)		241	35	76	138	258	317	1,065	154,425
衛生管理者	選任事業場数	231	32	73	129	242	288	995	138,978
	選任率(%)	95.9%	91.4%	96.0%	93.5%	93.8%	90.9%	93.4%	90.0%
産業医	選任事業場数	236	32	72	130	246	290	1006	141,099
	選任率(%)	97.9%	91.4%	94.7%	94.2%	95.3%	91.5%	94.5%	91.4%



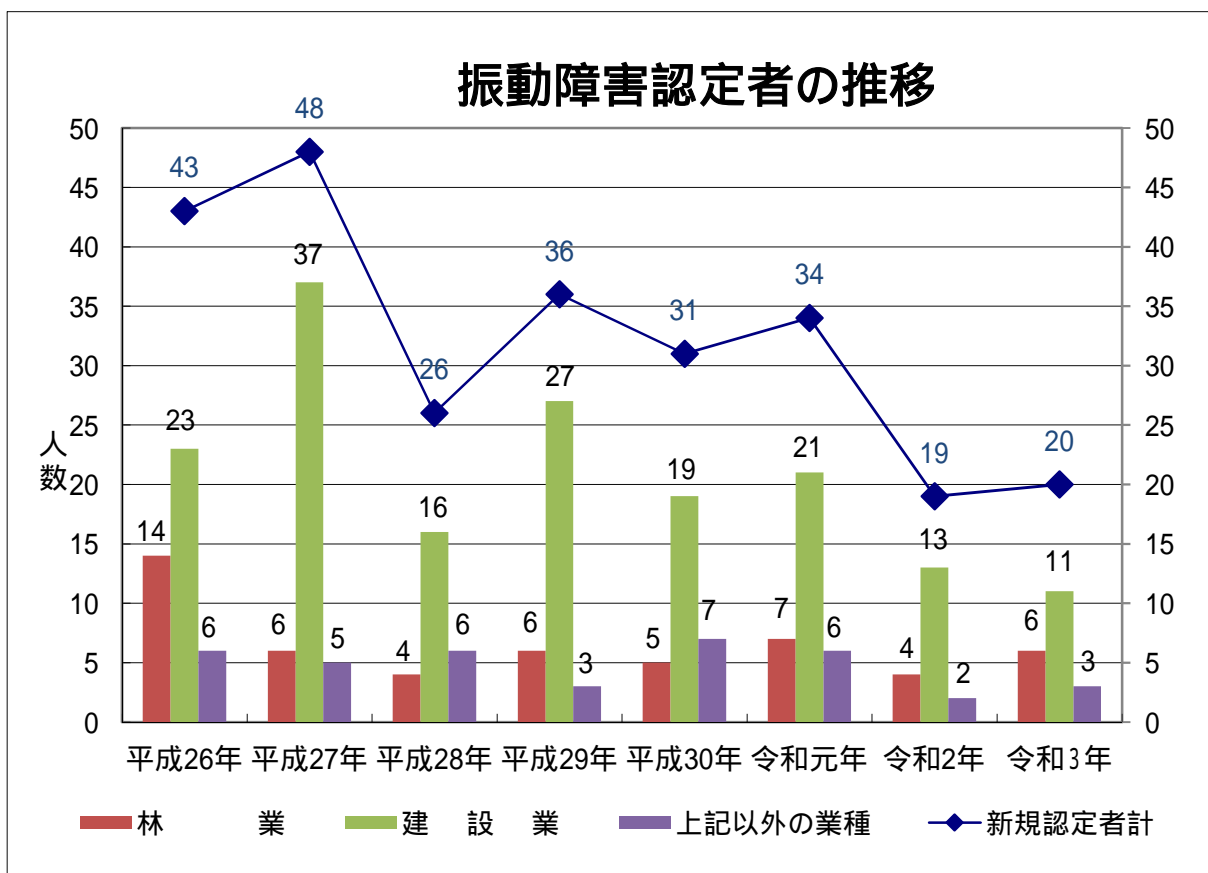
5. じん肺管理区分決定状況



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
管理1	20	13	14	30	14	20	11	14
管理2	4	5	5	3	2	7	3	5
管理3イ	2	0	0	1	2	2	2	0
管理3口	1	1	4	2	1	0	0	0
管理4	0	0	1	0	0	1	1	0
計	27	19	24	36	19	30	17	19

6. 振動障害認定者の発生状況

令和3年の振動障害認定者数は20人で、業種別では建設業の割合が高い。



振動障害の新規認定者数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新規認定者計	43	48	26	36	31	34	19	20
林業	14	6	4	6	5	7	4	6
建設業	23	37	16	27	19	21	13	11
上記以外の業種	6	5	6	3	7	6	2	3

振動工具使用事業場数及び従事者数等

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業場数 (チェーンソー)	141	131	143	139	140	151	156	159
事業場数 (チェーンソー以外)	43	39	42	58	31	38	38	34
対象者数 (チェーンソー)	907	955	1,173	1,032	1,039	1,032	1,013	1,096
対象者数 (チェーンソー以外)	179	153	244	247	175	320	328	206
受診者数 (チェーンソー)	354	441	557	450	563	673	572	669
受診者数 (チェーンソー以外)	58	29	90	86	56	161	168	75
有所見者数 (チェーンソー)	39	74	52	34	61	122	39	53
有所見者数 (チェーンソー以外)	6	5	23	1	3	35	6	2

* 特殊健康診断実施状況報告に基づく数値。



令和4年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日
 ≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断
実施強化月間です

・健康診断
 ・健康診断後の
事後措置
 ・健康診断の
記録、保管
 ・保健指導



などを実施し、健康管理を
推進しましょう！

スローガン 「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

宮崎労働局 第13次労働災害防止推進計画 目標 (計画期間:平成30年～令和4年)

- 1 メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場
 (規模30～49人)の割合を **80%以上**
- 2 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場
 (規模50人以上)の割合を **60%以上**
- 3 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場
 (規模10人以上の製造業)の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第73回を迎えます。

令和3年度、全国では過労死等事案の労災認定件数が**801件**となり、また、新型コロナウイルス感染症による休業4日以上労働災害は**19,000件**を超えました。法改正の面では、令和4年4月1日から解体工事等にあたり石綿事前調査結果の電子報告が義務化され、令和4年5月には、化学物質について従来の管理方法を大きく見直す改正が公布されました。

労働衛生を取り巻く状況は急速に変化しており、適切な対応が重要です。全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、改善を行いましょ。

[全国労働衛生週間や準備期間中の実施事項等を記載した実施要綱](#)



Check!! 化学物質規制が大きく変わります

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼりますが、従来の労働安全衛生法ではそのうち約130種類を石綿や有機溶剤、特定化学物質に指定して、個別具体的な規制をするにとどまっていた。

しかし、**規制されていない化学物質は安全性が保障されているわけではなく**、危険性や有害性が未だ不明であるにすぎないものが多く存在します。

近年は化学物質による労働災害(中毒や皮膚障害等)のうち、規制されていない化学物質が原因の事例が約8割を占める状況であり、これらを**安易に代替品として使用せず**、その性質をあらかじめ確認し、使用時のばく露を抑える等**適切な管理を行う必要があります**。

このような現状を踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。改正内容は主に令和5年4月1日から施行されるものと、令和6年4月1日から施行されるものがあります。

改正内容は多岐にわたりますが、特に留意すべき項目の概要は以下のとおりです。

厚生労働省委託事業の相談窓口があります！ TEL: 050-5577-4862

令和5年4月1日から施行

指定の化学物質(令和6年までに約2,900物質を指定予定)に労働者がばく露される程度を最小限度にする。そのための措置について労働者から意見を聴取して記録を3年間保存する。

保護眼鏡、保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具の使用に努める。(一部の物質は令和6年から義務化)

がん原性物質の製造、取扱い業務については作業歴を記録し、その記録を30年間保存する。

職長教育の実施が義務となる業種に食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を追加する。

化学物質を他の容器に移し替えて保管や使用する場合に、小分け先の容器にもすべてラベル表示等を行う。

一定の要件に該当する場合に、特殊健康診断の実施頻度を1年以内ごとに1回へ緩和できる。

令和6年4月1日から施行

濃度基準値が定められた化学物質は、労働者がばく露される程度をその濃度基準値以下とする。ばく露の状況について労働者から意見を聴取して記録を3年間保存する。

化学物質の製造、取扱いまたは流通を行うすべての事業場は**化学物質管理者**を選任する。保護具を使用させるすべての事業場は**保護具着用管理責任者**を選任する。

作業環境測定の評価が第三管理区分である場合、外部の**作業環境管理専門家**の意見を聴き、改善等のための措置を講じる。



法改正の詳細
(厚労省リーフレット)

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

- ・キャンペーン期間
5月1日～9月30日
- ・準備期間:4月
- ・重点取組期間:7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

屋外で人と2m以上離れているときは
熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう



熱中症予防×コロナ感染防止

まんがでわかる 日本語
化学物質取扱の安全衛生



新型コロナウイルス感染症の拡大防止

まずは「取組の5つのポイント」の確認を。未実施の事項については「対策の実践例」を参考に対応を検討・実施しましょう！

[5つのポイント・対策の実践例の詳細](#)

社内教育等に自由利用できるマンガを公開中！**多言語・分野別**で安全衛生の基礎的な知識や災害事例を学ぶことができます

[マンガのご利用\(26種×11～14言語\)](#)



労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください！

令和4年度

「見える」安全活動コンクール

令和4年8月1日から募集開始！優良事例は表彰予定

[コンクール詳細](#)



エイジフレンドリー補助金の活用で職場環境改善

[補助金詳細](#)

高齢労働者(60歳以上)の労働災害は令和3年に県内521件で、全体の**3.1%**と割合を大きく占めています。補助金を活用して手すり・スロープ工事、エアコン設置等、高齢労働者のための職場環境改善を！**令和4年10月まで**



主唱 宮崎労働局
 宮崎労働基準監督署
 延岡労働基準監督署
 都城労働基準監督署
 日南労働基準監督署

協賛 (公社)宮崎労働基準協会
 建設業労働災害防止協会宮崎県支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部
 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
 宮崎産業保健総合支援センター

宮崎県産業安全衛生大会

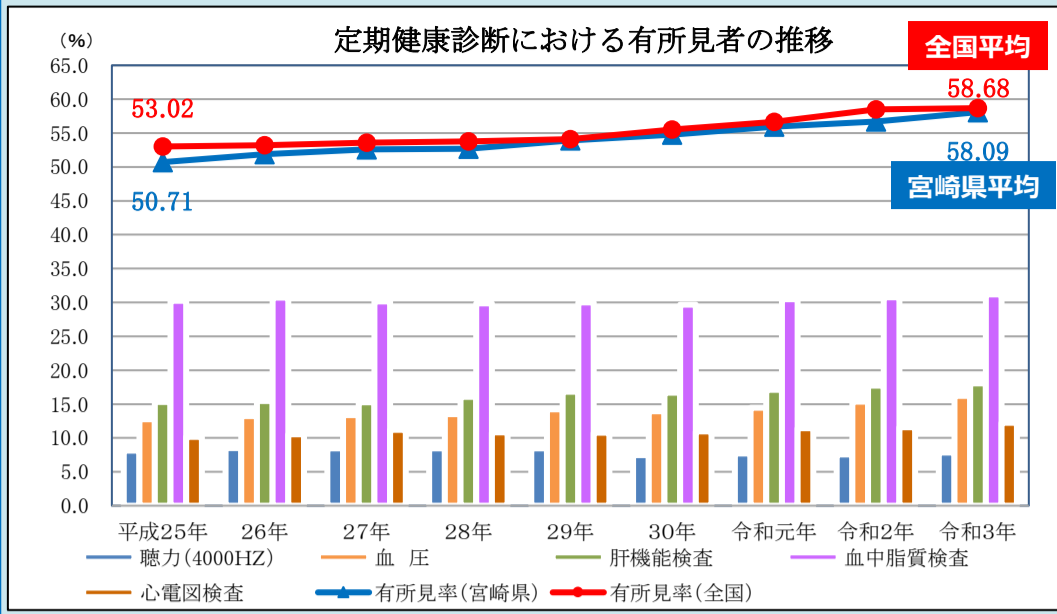
とき 令和4年11月16日(水)13時30分～
 ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

全国産業安全衛生大会

とき 令和4年10月19日(水)～21日(金)
 ところ マリンメッセ福岡、福岡国際会議場(福岡県福岡市)

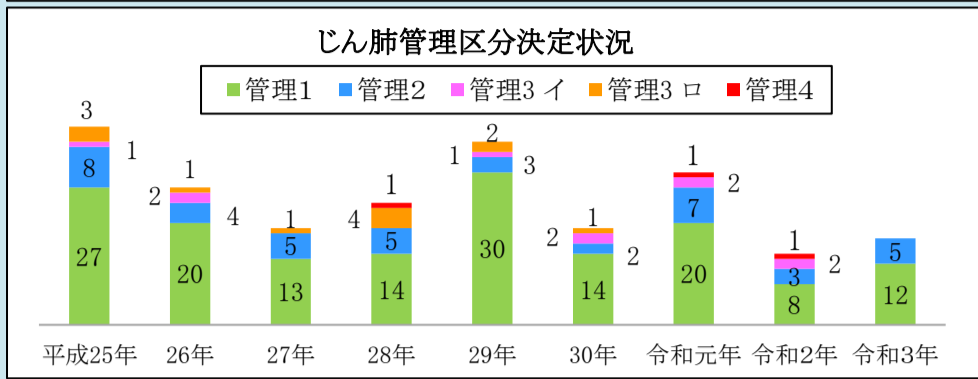
今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

宮崎県内における労働衛生の現状



特殊健康診断の有所見率(%) (令和3年)

有害業務	宮崎県	全国平均	有害業務	宮崎県	全国平均
有機溶剤	3.71	3.60	高気圧障害	0.00	4.67
鉛	0.48	1.40	石綿	0.91	0.80
電離放射線	13.57	9.29	特定化学物質等	1.02	1.67



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率（何かしら所見のあった者の割合）は、全国平均より低いものの年々増加しております。特殊健康診断の結果については、宮崎県内の有機溶剤、電離放射線、石綿の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、必要が認められた場合、事後措置を行いましょ。労働者の人数が50名未満の事業場に関しては、下記の**地域産業保健センター**をご活用ください。

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー



始まっています
「治療と仕事の両立支援」

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容 (労働者50名未満の事業場を対象)

- ☆ 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-71-1069

宮崎県北地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621 (延岡市医師会内)
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市姫城町8-23 (都城市北諸郡医師会内)
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター
日南市上平野町1-1-17 (南那珂医師会内)
TEL 0987-23-2951

石綿障害予防規則等の一部が改正されました

石綿含有建材を用いた建築物の解体工事が2030年をピークとして増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されるため、石綿障害予防規則等を改正し、石綿によるばく露防止対策が強化されました。本改正は令和2年7月1日に公布され、令和2年10月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日と**段階的に施行**されます。

石綿障害予防規則等の改正に関する主な内容

改正前		改正後 ※赤字が改正内容	
レベル1 石綿含有吹付け材	計画届 ※十四日前	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事※1が対象)
事前調査 作業計画 揭示 湿潤な状態にする	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 揭示 湿潤な状態にする	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離 ※負圧は不要	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育
レベル2 石綿含有保温材	作業届 ※工事開始前	レベル2 石綿含有保温材	事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事※1が対象)
マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育	作業主任者の選任 作業者に対する特別教育	けい酸カルシウム板1種(破砕時)※2 仕上げ塗材(電動工具での除去時)	事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事※1が対象)
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材		レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材	事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事※1が対象)

- ※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
- ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)はレベル1・2ほどの飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

お問い合わせ先 宮崎労働局健康安全課 TEL: 0985-38-8835

特設サイトでは改正の内容に関して各種情報発信中!

石綿対策は“みなさま”に関わる問題です

石綿総合情報ポータルサイト

振動障害予防の健診を受けましょう

林業労働者(事業主・一人親方は除く)は巡回健診の補助を受けられます
※宮崎県内各地で順次実施、健診費用を一部助成、林災防非会員も対象
お問い合わせ先 林災防 宮崎県支部 TEL: 0985-24-7930

「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質に追加されました

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則等の関係法令が改正され、**令和3年4月1日**に施行されました。改正点の概要は以下のとおりです。

労働安全衛生法施行令の改正点の概要

- ① 特定化学物質 **第2類物質**に「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を追加。
- ② 「溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場」については、令第21条の「作業環境測定を行うべき事業場」から除外。

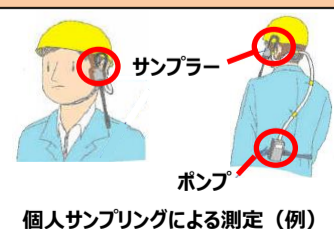
特定化学物質障害予防規則の改正点の概要

- ① 金属のアーキ溶接、溶断、ガウジング等の作業(以下、「金属アーキ溶接等作業」)により、溶接ヒュームを発生する屋内作業について、有効な全体換気装置又は同等の措置が必要。
- ② 金属アーキ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、作業方法の変更又は新たな金属アーキ溶接等作業方法を採用した際は、従事者の個人サンプリング方法による空気中の**溶接ヒュームの濃度測定が必要**。
- ③ 上記②の測定結果に応じ、①の換気装置の風量増加等の措置を行い、再度、個人サンプリング方法による溶接ヒュームの濃度測定を行う。これらの測定結果は記録を作成し、**金属アーキ溶接等作業を行わなくなった日から3年経過するまで保存**。
- ④ 金属アーキ溶接等作業(屋内、屋外とも)の従事者に**有効な呼吸用保護具の使用**が必要。なお、上記②の測定を行った場合は、その結果に応じた呼吸用保護具の使用が必要で、**1年以内ごとに1回、定期的に装着状態を確認して結果を3年間保存**。
- ⑤ 金属アーキ溶接等作業を行う屋内作業場の床は容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上の掃除が必要。
- ⑥ 金属アーキ溶接等作業従事者に対し、就業時及び**6月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断の実施**が必要。
- ⑦ **特定化学物質作業主任者の選任**が必要。



法改正の詳細(厚労省HP)

溶接ヒューム(塩基性酸化マンガンを含む)



石綿含有建材調査者講習 宮崎で開催予定

令和5年10月から**解体・改修工事で必須**となる事前調査の有資格者について、建災防 宮崎県支部では調査者となるための講習を予定しています。
※新型コロナウイルス感染症の状況等により予定変更となる場合があります
お問い合わせ先 建災防 宮崎県支部
TEL: 0985-20-8610

R5 3/22~23

(一般建築物コース)

※11月、1月、2月に実施予定の講習は申込みが満員、またはほぼ満員の状況となっております。

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルトトルイジンやMOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スローガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・

企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）

の実施

- c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
 - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - c 救急措置の事前の確認と実施
 - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a)屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c)呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d)じん肺健康診断の着実な実施
 - (e)離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項